

新興感染症対策への実効性ある支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の発生以来、地方自治体では、住民の安全・安心な生活を守るため、全力で対応してきた一方、感染症への対応に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等において、法制度上の権限や役割等が定められているものの、財政負担も含めた役割分担について、不明確な点があった。

さらに、人口が集中する都市部においては、可及的速やかに地域の実情に応じた医療提供体制を構築することが求められたが、体制整備を目的として交付する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については本市に直接交付されず、対象事業も限定されていたため、適時・的確な支援に支障を来す場面があった。

こうした状況を踏まえ、国は、次の新興感染症の危機に備えるために感染症法等を一部改正し、都道府県、保健所設置市及び医療関係者等が役割分担や連携の在り方を議論・協議する連携協議会の創設や予防計画の策定について規定するなど、新興感染症発生時の権限や役割の明確化については、一定の方向性を示しており、本市においても、感染症法の改正を受けて、地域における感染症対策を主体的・機動的に推進するため、川崎市感染症予防計画を策定したところである。

しかしながら、財政措置に関しては、各保健所設置市等が地域の実情に応じて独自に実施する施策に対する十分な支援も必要である。

よって、国におかれては、新興感染症対策をより実効性あるものとするため、保健所設置市等が作成した予防計画等に基づき、実効的に機能する仕組みを構築するための十分な財政的支援を行うとともに、地域の実情に応じた速やかな医療提供体制の整備に向けては柔軟かつ機動的に交付金を活用できるよう、直接交付の対象にすることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加しているが、難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

難聴対策としては補聴器が知られており、一般的に補聴器と呼ばれている収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきた。

近年、これらの 2 種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器やデジタル補聴援助システムなどの新しい技術を用いた聴覚補助機器等が開発され、様々な選択肢が出てきている。

よって、国におかれては、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに聴覚補助機器等の積極的な活用を促進することで、高齢者の主体的な社会参画を実現するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下、自分に合った補聴器を積極的に活用できる相談体制等を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政機関等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の医療・福祉関係者との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする方々への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣
共生社会担当大臣

意見書案第 6 号

水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 原 典 之

〃 堀 添 健

〃 浜 田 昌 利

〃 岩 田 英 高

水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市は、高度経済成長期の水需要の急増に対応するため、昭和44年5月に神奈川県内広域水道企業団を設立し、以来、4構成団体水道事業者及び同企業団（以下「5事業者」という。）は協力して、効率的かつ安定的な水道システムの実現に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、県内の水需要は平成4年をピークに減少に転じ、今後も人口減少により水需要の減少が続くことが想定される中、浄水場や基幹管路など主要施設の老朽化への対応は喫緊の課題となっている。

こうした中、5事業者は、共通する課題の解決に向け水道システムの再構築に連携協力して取り組むとした5首長の合意の下、本年5月に具体的な施設整備の内容と今後30年にわたる工程を取りまとめた施設整備計画を策定したところであるが、当該計画の柱となる将来の水需要に見合った適正規模への施設のダウンサイジングや、災害時のバックアップ機能強化の取組は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築を目指すものであるとともに、減断水リスクの低減化を図るものであり、国が推進する水道基盤強化のための強靱化、広域化の施策に合致するものである。

一方、水道システムの再構築は、大規模かつ長期にわたる施設整備に伴い、多くの財源を必要とするものであるが、かつての水需要急増期における施設拡張に対する補助制度のような財政支援制度がないことから、今後の厳しい経営環境などとあいまって、将来、水道料金の上昇を招く可能性があり、県民、市民の生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、水道利用者の負担増を抑制しつつ、5事業者が取り組む水道システムの再構築が計画的かつ着実に遂行できるよう必要な財政支援制度を創設することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

意見書案第 7 号

離婚後の共同親権導入を柱とする改正民法は廃止し、国民的な議論を重ね、
あるべき家族法制への転換を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	渡 辺 学
	〃	石 川 建 二
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎
	〃	齋 藤 温

離婚後の共同親権導入を柱とする改正民法は廃止し、国民的な議論を重ね、
あるべき家族法制への転換を求める意見書

離婚後の子どもの養育について、父母のどちらか一方が親権を持つ現在の単独親権に加えて、父母双方に親権を認める共同親権を導入することを柱としたこれまでの親権制度を大きく変える改正民法が、本年５月１７日に参議院本会議で可決成立したものの、共同親権をめぐるのは、離婚後もＤＶや虐待が続くおそれがあるなどの理由で、法案成立後も強い反対と不安の声が上がっている。

最大の問題は、離婚する父母が合意していなくても、裁判所が離婚後の共同親権を定め得る点であり、真摯な合意がないにもかかわらず、親権の共同行使を強いれば別居している親による干渉や支配を復活、継続する手段となり、結果として、子どもの権利や福祉が損なわれる危険が考えられる。

また、証拠不十分により過去の被害が認められない事態は十分起こり得るほか、婚姻中、ＤＶや虐待を理由に子どもを連れて別居するケースが、急迫の事情に当たるのかさえ明確ではない。

日本産科婦人科学会など４学会は、共同親権を導入する理念に理解を示しつつも、離婚後も父母両方の親権者の同意が必要になれば、生命・身体の保護に必要な医療を実施することが不可能あるいは遅延することを懸念しており、結果として、親権者の同意の必要性について判断が付かず、医療機関が訴訟リスクをおそれ、医療行為を控える事態を招くことがあってはならない。

あるべき法改正のためには、子どもを主体とした親権の再定義が必要であり、子どもの意見表明権の明記、裁判官や調査官の大幅増員など家庭裁判所の体制強化も不可欠である。

さらには、子どもの権利を実現する親と社会の責任・責務という位置付けを明確にした上で、離婚後の子どもの養育、親の責任の在り方や分担について、国民的な議論を重ねて合意形成をしていくことが求められる。

よって、国におかれては、離婚後の共同親権導入を柱とする改正民法は廃止し、国民的な議論を重ね、あるべき家族法制へ転換することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

法務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

意見書案第 8 号

改正子ども・子育て支援法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者 川崎市議会議員 宗 田 裕 之

〃 井 口 真 美

〃 渡 辺 学

〃 石 川 建 二

〃 後 藤 真左美

〃 小 堀 祥 子

〃 市 古 次 郎

〃 齋 藤 温

改正子ども・子育て支援法の廃止を求める意見書

児童手当や育児休業給付の拡充などを盛り込んだ改正子ども・子育て支援法が、参議院本会議で本年6月5日、賛成多数で可決成立した。

本改正は、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定と労働保険特別会計の雇用勘定を統合した子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設するとともに、医療保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する内容となっており、子育て世帯への経済的支援の強化を始めとした子育て世帯に必要な施策が盛り込まれるなど一定程度の評価はできるものの、財源には問題がある。

首相は支援金をめぐり実質的な負担は生じないと説明しているが、社会保険料に上乗せする支援金制度の令和10年度の見込額について、被用者保険の1人当たりの支援金は、年収200万円の場合月額350円、年収400万円の場合月額650円、年収800万円の場合月額1,350円と試算されたほか、後期高齢者医療制度の支援金は、年収250万円の場合月額550円、年収300万円の場合月額750円と試算され、また、支援金は段階的に引き上げられることになっている。

本来、子ども・子育て支援を具体化する財源は全額公費で賄うべきものであり、子育て支援を理由にした国民負担の増加が許されないことはもちろん、そもそも医療保険の保険料を少子化対策に使うこと自体が、疾病・障害・老齢など健康リスク発生への備えである医療保険の目的を逸脱するものであることから、社会保険制度の原則を踏み外す支援金制度の導入は許されない。

また、本改正には、親の就労にかかわらず全ての子どもの育ちを応援することを目的とした、こども誰でも通園制度の創設が盛り込まれているが、当該制度では、保育従事者等の半分については保育士でなくてもよいとされ、保育士資格のない人が保育することを可能とする仕組みであるなど、子どもの安全を保つことができるのかが強く危惧される。

よって、国におかれては、子どもの安全面の問題を含み、財源を社会保険料に上乗せする改正子ども・子育て支援法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

意見書案第 9 号

地方自治法改正案の廃案を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	渡 辺 学
	〃	石 川 建 二
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎
	〃	齋 藤 温

地方自治法改正案の廃案を求める意見書

地方自治法の一部を改正する法律案については、本年３月１日に政府が閣議決定し、法案を国会に提出した後、同年５月３０日に衆議院で可決され、現在参議院で審議が行われている。

現行法では、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法など個別の法律に規定されている場合についてのみ、国は自治体に指示することができるが、本法案は、大規模災害や感染症のまん延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、個別法に規定がなくても国は補充的な指示として、指示権を行使し得ることが最大の問題となっている。

また、補充的な指示の要件となる国民の安全に重大な影響を及ぼす事態については、どのような事態を想定しているのかも具体的に示されていない。

本法案をめぐっては、本年５月２１日の衆議院総務委員会における参考人の意見陳述の中で、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の範囲について、自然災害、感染症、武力攻撃が同時・並列的に議論されてきたが、当該議論にのっとれば当然、武力攻撃等が含まれることになり、結果的に、憲法及び地方自治法を理念的、構造的、機能的に破壊するような改正案になっているとの発言がなされている。

また、平成１２年施行の地方分権一括法でも、国と地方は上下・主従の関係ではなく、対等・協力の関係と位置付け、国の関与は必要最小限としてきた流れに逆行するなどとして、日本弁護士連合会や全国知事会は、反対や懸念を表明するとともに、首相の諮問機関である地方制度調査会もかつての答申においては、国が法令や補助金などを通じて地域の課題に関わることで必要以上に画一的な対応が強いられ、住民ニーズからのかい離が生じていると指摘している。

さらに、本年５月１１日には、東京都杉並区長を中心とした９市区町村長が、国の補充的な指示について、懸念の声を上げているほか、自治体の労働組合なども反対の声明を出しており、国はこうした意見を尊重すべきである。

よって、国におかれては、国と自治体の健全な関係の維持、発展を妨げ、憲法と地方自治法を破壊する地方自治法改正案を廃案とされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣

意見書案第 10 号

現行の健康保険証の廃止を中止することを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者	川崎市議会議員	宗田 裕之
	〃	井口 真美
	〃	渡辺 学
	〃	石川 建二
	〃	後藤 真左美
	〃	小堀 祥子
	〃	市古 次郎
	〃	齋藤 温

現行の健康保険証の廃止を中止することを求める意見書

政府は、本年１２月２日に現行の健康保険証を廃止し、取得自体が任意とされているマイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせた、いわゆるマイナ保険証に一本化することを閣議決定した。

しかし、昨年から、マイナンバーカードに他人の情報が誤ってひも付けされるなどの問題が相次ぎ、健康保険証情報以外のひも付けの誤りは、昨年１２月時点で障害者手帳情報が５，６８９件、公金受取口座情報が１，１８６件となるなど、国民生活の幅広い分野で混乱を招いたところである。

そうしたこともあり、マイナ保険証の利用率は低迷を続けており、昨年４月の６．３０％から８か月連続で減少し、その後は微増に転じたものの、本年５月１４日に厚生労働省が公表した本年４月時点の利用率は６．５６％にとどまっているほか、政策の推進側である国家公務員とその家族の利用率でさえ、本年３月時点で５．７３％、組合別では最高でも総務省が１０．３１％、最低の防衛省は３．５４％となっている。

そもそも、巨額の予算と人手を掛けて多くの欠陥があるマイナ保険証に一本化して、誰でも医療が受けられる権利を保障する国民皆保険制度の根幹をなす現行の健康保険証の廃止を強行すれば、今以上に混乱が広がり、国民皆保険制度を揺るがすことは明らかであり、現行の健康保険証の廃止を行う理由はどこにもない。

昨年６月に実施された報道機関の全国電話世論調査では、現在の健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計７２．１％に上っており、こうした民意を無視して健康保険証の廃止を強行することは、断じて許されない。

現行の健康保険証廃止に対する反対の世論が高まる中、存続を求める意見書などを可決した自治体は、全国２７都道府県１１０議会を超えており、この点からも、多くの国民や自治体が現行の健康保険証の存続を求めていることは明白である。

よって、国におかれては、誰でも医療が受けられる権利を保障する国民皆保険制度を維持するため、現行の健康保険証の廃止を中止することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣

意見書案第 11 号

外国人や外国法人等による政治資金パーティー券の購入を規制する法整備
の着実な推進を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者 川崎市議会議員 月本 琢也

〃 三宅 隆介

〃 吉沢 章子

〃 飯田 満

〃 三浦 恵美

外国人や外国法人等による政治資金パーティー券の購入を規制する法整備の
着実な推進を求める意見書

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治資金の収支の公開などを通して政治活動の公明と公正を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。

同法第22条の5においては、政治が外国勢力の支配や干渉を受けることを防止するために外国人や外国法人等からの寄附を禁止している一方、同法第8条の2においては、政治資金パーティーに関して、外国人や外国法人等によるパーティー券の購入を禁止していない。

現行法は、パーティー券の購入費はパーティーへの参加の対価という位置付けになっているため、購入者の国籍の制限が設けられてはいないものの、事実上、政治活動への経済的な支援となっており、本質的な意味合いは寄附と変わらない以上、我が国の政治が外国勢力から支配や干渉を受けることが懸念される。

実際、カジノを含む統合型リゾート（IR）事業をめぐる汚職事件では、現職の国会議員が外国企業に便宜を図る見返りに現金を受け取った収賄等の罪に問われ、現在も係争中である。

国においては、本年5月22日の参議院予算委員会の中で、首相が外国人や外国法人によるパーティー券の購入について、規制の実効性をどう担保するかを検討を含め、対応を考えたいと述べるとともに、今国会の同法改正案をめぐる協議の中でも、付則に外国人や外国法人等によるパーティー券の購入規制を検討すると記載する案が議論されているものの、どのような形で検討が行われるかは依然不透明な状況である。

よって、国におかれては、我が国の主権を守るため、事実上の寄附につながる外国人や外国法人等によるパーティー券の購入について、一定の規制を設ける法整備を着実に進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣

意見書案第 12 号

公職の者における外国人秘書の採用の禁止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者 川崎市議会議員 月本 琢也

〃 三宅 隆介

〃 吉沢 章子

〃 飯田 満

〃 三浦 恵美

公職の者における外国人秘書の採用の禁止を求める意見書

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職（以下「公職」という。）に就く者については、スケジュール管理、政策立案の補佐、陳情対応等、自らの政治活動を補佐する者として秘書を雇用することが多い。

中でも国会議員については、国会法第132条で議員1人につき3人まで公設秘書を特別職国家公務員として雇用することが認められているほか、自費で任意に雇用することができる私設秘書を雇用していることも多いが、公設私設を問わず、国会議事堂や議員会館等の通行証を与えられることもあるなど、国家機密や公開前の各種情報に触れる場面は多く、重要な情報に触れる機会が多い点では、地方公共団体の議会の議員等の秘書についても同様の状況である。

現状、私設秘書については、公設秘書のように国籍条項が整備されていないことから、外国人も採用することが可能であるため、その者を介して国や地方自治体に関わる重要情報が漏えいすることや公職の者に外国勢力が影響力を行使することなどが懸念され、実際、外国人の元国会議員秘書が逮捕された事件では、当該秘書が外国の諜報活動に関わっていた疑惑が取り沙汰されたところである。

憲法第14条の法の下での平等や第22条の職業選択の自由については、外国人であっても尊重されるべき性質のものであるが、国家公務員は、日本国籍を有しない者が採用試験を受験することができず、地方公務員も、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置は合法と判示されている以上、上記公務員と同様に重要な情報に触れる機会の多い公職の者の秘書への外国人採用についても、規制がされるべきことは言うまでもない。

よって、国におかれては、公職の者の秘書の採用に当たっては、公設秘書だけではなく、私設秘書についても、外国人の採用を禁止する法整備を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長 宛て
内閣総理大臣
総務大臣

意見書案第 13 号

公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇の見直しを国に求める意見書
案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇の見直しを国に求める意見書

我が国の税制における租税原則は、様々な状況にある人々が負担能力に応じて分かち合う公平の原則、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択をゆがめることがないようにする中立の原則及び税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとする簡素の原則を合わせた公平・中立・簡素の３つに集約することができ、当該３原則が我が国の税制を考える上での基本となる。

しかしながら、上記原則を前提としつつも、宗教法人については、法人税法上、営利を目的にしていない公益法人等に位置付けられることから、３４種類の収益事業を除く法人税のほか、宗教活動に使用するための土地や建物の固定資産税も課税されないなど、税制面で優遇がされている。

そもそも、公益法人等の非課税の根拠は、公益的な活動が国等の活動を軽減・補助する効果がある点にあるが、宗教法人は公益法人とは異なり、信者の獲得、信者からの寄附等による財源で行う私的な宗教活動の拡大など、あくまでも自己が掲げる宗教的利益を追求するものであり、公益法人以上に非課税の措置が採られていることの根拠に乏しい。

さらに、民間人等が不動産を購入する場合、自己の収益を財源とし、所得税や法人税が課税された後の資金で購入するものであるが、購入した不動産にも更に固定資産税等が課税される、いわば二重の課税となる一方、宗教法人の場合は、宗教活動に必要なものとして取得した不動産で、信者からの寄進などの信仰に根差したものではなく、信者、非信者の区別なく一律に徴収する拝観の対価としての事業収入である拝観料などを取得しても、不動産にも固定資産税等は課税されない、いわば二重の非課税の状況になっている。

宗教法人の中には社会的に多くの不祥事を起こしてきた法人もあり、例えば、旧統一教会のように税制を優遇された資金等を活用して政治活動や選挙活動等を担うなど、事実上、国政に干渉しているケースも見受けられ、これは当然のことながら政教分離原則に違反するものであり、旧統一教会に関わる問題は、宗教法人への過度で不平等な税制優遇が引き起こしたものと言える。

よって、国におかれては、宗教法人への課税は一般法人と同様の取扱いとし、適正な課税をする税制に改めることが、我が国の税制改革における喫緊の課題であることを認識し、公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇を見直すとともに、必要な措置等を講じるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣

意見書案第 14 号

ふるさと納税制度の改善を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者 川崎市議会議員 吉沢 章子

〃 三宅 隆介

〃 飯田 満

〃 月本 琢也

〃 三浦 恵美

ふるさと納税制度の改善を求める意見書

ふるさと納税制度とは、本来ふるさとへの貢献や応援したいという納税者の思いを実現するため、他自治体への寄附を通じて市民が税の用途を選択できる制度であるが、平成20年度の制度開始から17年目を迎え、現在は、各種ふるさと納税ポータルサイトの普及による利便性の向上と返礼品や節税を目的とした利用者ニーズの高まりに応じ、自治体間の返礼品競争は過熱化し、本来の制度趣旨とは全く異なる状況となっている。

返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における自治体の財政に与える影響は大きくなっており、普通交付税の交付団体に対しては住民税の減少分に対して75%が実質的に補填される一方、不交付団体である本市や東京23区などの一部の自治体にはその実質的な補填がないことから、行政サービスの低下につながりかねない状況になっている。

本市におけるふるさと納税による減収額は、令和5年度は121億円、平成27年度からの累計では9年間で520億円に上り、同時期の本市への寄附受入額の累計36億円を差し引いても484億円もの減収となるなど、減収額は年々拡大しており、これ以上の流出はもはや看過できない。

さらに、ふるさと納税の寄附受入額については、返礼品の調達費用のほか、ふるさと納税ポータルサイトの手数料や寄附者対応等の管理業務に係る外部委託会社への委託料等の経費が生じており、全国規模では約1兆円のふるさと納税金額のうち、寄附先の自治体が活用できる金額は、寄附受入額の半額程度の約5,000億円にとどまっている。

よって、国におかれては、本来の目的からかい離したふるさと納税制度を改善し、全ての自治体が一定水準の行政サービスを提供し続けるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ふるさと納税制度による減収分には、地方交付税措置による対応ではなく、全額国庫負担による財政措置を講ずること。
- 2 ふるさと納税ポータルサイトの手数料負担を始めとした関係経費を縮減し、行政サービスの維持・向上に掛かる費用等に充当できるよう適切な制度の見直しを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣